

## 社会福祉法人すこやか会わかば保育園役員報酬規程

### (総則)

第1条 社会福祉法人すこやか会（以下「法人」という。）の理事会及び監査業務を執行・出席した役員に対し、支給する報酬（費用弁償）に関してこの規程を定める。

### (報酬の支給)

第2条 役員（理事及び監事）が法人の業務に関する会議に出席した場合に、報酬（費用弁償）を支給する。

### (報酬の計算)

第3条 原則として日当 5,000 円を支給する。ただし、源泉徴収を支給額の10%を預かり法人にて支払う。

### (交通機関料金の支払い)

第4条 原則として、公共交通機関（電車・バス）の料金を実費として支払う。自転車・徒歩・自家用車・タクシーの参加については、料金は支払わない。

### (報酬の支給方法)

第5条 会議当日終了後に現金支給し、受領書を預かる。

### (付則)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 社会福祉法人すこやか会わかば保育園評議員報酬規程

### (総則)

第6条 社会福祉法人すこやか会（以下「法人」という。）の評議員を執行・出席した評議員に対し、支給する報酬（費用弁償）に関してこの規程を定める。

### (報酬の支給)

第7条 評議員が法人の業務に関する会議に出席した場合に、報酬（費用弁償）を支給する。

### (報酬の計算)

第8条 原則として日当 5,000 円を支給する。ただし、源泉徴収を支給額の10%を預かり法人にて支払う。

### (交通機関料金の支払い)

第9条 原則として、公共交通機関（電車・バス）の料金を実費として支払う。自転車・徒歩・自家用車・タクシーの参加については、料金は支払わない。

### (報酬の支給方法)

第10条 会議当日終了後に現金支給し、受領書を預かる。

### (付則)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。